

青高保第 2041号
平成23年 3月 1日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者

} 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

「青森県地域密着型サービス外部評価実施要領」の一部改正について（通知）

地域密着型サービスの適切な運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり一部改正を行い、平成23年4月1日より適用しますので通知します。

また、主な改正内容及び留意事項につきましては、別紙のとおりとなっておりますのでご参照ください。

なお、青森県地域密着型サービス外部評価実施要領等につきましては、県ホームページに掲載します。

青森県健康福祉部高齢福祉保険課
介護事業者グループ 成田主事
TEL 017-734-9299
FAX 017-734-8090

主な改正内容及び留意事項（平成23年4月1日適用分）

1 実施要領3-(2)-ウ「ただし、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員がやむを得ない事情により欠席した場合には議事録等を市町村へ提出することにより出席とみなすことができる。」の改正（追加）について

- (1) 現行では「運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。」と規定されているため、事業者において出席依頼しているが、市町村等の事情により欠席している場合でも要件を満たさず隔年実施の適用が受けられない、また、市町村において出席回数の増加や休日等の出席により業務に影響がある等が生じていることを考慮し、やむを得ない事情により欠席した場合でも議事録等を提出することにより出席とみなすことができる規定に改正しました。
- (2) 平成23年度の外部評価隔年実施適用申請から適用となりますので、隔年実施の適用を受けたい事業所は平成23年3月末までに各市町村へ申請してください。
- (3) 改正した要件については、市町村において「やむを得ない事情による欠席」と判断した場合に限りますので留意してください。

2 「やむを得ない事情」の判断基準について

以下の事情が想定されますが、個別具体的には各市町村の判断となりますので、各市町村と協議してください。

- (1) 開催日時が休日、早朝及び夜間のため通常の勤務では対応できない場合
- (2) 開催日時が他事業所と重なり、代替職員の出席も困難である場合
- (3) 開催日時に出席予定者が行事等の別業務が重なり出席できず、代替職員の出席も困難である場合
- (4) 開催日時に出席予定者が病気事故等により出席できず、代替職員の出席も困難である場合
- (5) 開催日時に悪天候のため出席が困難である場合

3 「議事録等」の提出時期について

平成23年度の外部評価隔年実施適用申請（平成23年3月末まで市町村へ申請）に限り、申請書と同時に提出してください。

また、平成24年度以降については、開催後速やかに作成し市町村へ提出してください。

4 「議事録等」の等について

議事録という名称に関わらず、基準第85条第2項に基づき作成された運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録となります。

5 その他

その他、要領及び様式の一部について字句の修正を行いました。